

唐津市下水道事業
ウォーターPPP 導入検討に関する
マーケットサウンディング

第1回調査（アンケート形式）
実施要領

唐津市上下水道局 管理課
令和7年 12月

目 次

| | |
|-------------------------|---|
| 1. 調査の目的 | 1 |
| 2. 調査の流れ、スケジュール | 1 |
| 3. 対象事業と施設 | 1 |
| 4. 調査対象者 | 4 |
| 5. 調査に係る質問、回答提出方法 | 5 |
| 6. 別紙参考資料 | 5 |
| 7. 留意事項 | 5 |
| 8. 本調査における問合せ先 | 6 |
| 9. アンケート調査票の提出先 | 6 |

1. 調査の目的

本市では、ウォーターPPP（以下「WPPP」）の導入に向けた検討を進めるにあたり、事業化の基礎資料として、民間事業者の参入意向や事業内容に対するご意見を把握することを本調査の目的としています。そこで、民間企業の皆様との対話を通じて、事業手法や規模の具体化、事業者選定方法の最適化を図るため、「マーケットサウンディング」を実施します。マーケットサウンディングとは、民間事業者に対して、個別事業への参加意欲を実施方針等の策定に先立って把握する試みのことと言います。

今回の第1回調査（アンケート形式）では皆様から、関心の度合いや業務対応範囲、事業への考え方などについて幅広くご意見を伺います。調査結果は、今後の導入検討や包括事業者の選定、契約条件の整理に活用させていただく予定です。皆様のご協力をお願い申し上げます。

2. 調査の流れ、スケジュール

本調査は、今回実施する第1回調査（アンケート形式）と、今年度予定している第2回調査の2段階で構成されています。必要に応じて、アンケート結果を踏まえた個別ヒアリングを追加で実施する場合があります。なお、調査内容や回数は、今後の状況により変更となる可能性があります。

本調査のスケジュールは、以下の通りです。ただし、第2回目以降の調査については、導入検討の状況により調査方法やスケジュールが変更となる場合があります。

< 第1回調査（アンケート形式）スケジュール >

| 事 項 | 日 程 |
|---|----------------------|
| アンケート調査開始 | 令和7年12月24日(水) |
| アンケート調査に関する質問受付期間 | 令和8年 1月 6日(火) 17時まで |
| アンケート調査票提出期限 | 令和8年 1月 13日(火) |
| アンケート結果の公表 | 令和8年 1月 20日(火)予定 |
| 第2回マーケットサウンディング | 令和8年1月下旬～2月上旬頃を目途に |
| ※調査方法やスケジュールについては、検討状況により変更となる可能性があります。 | スケジュールを調整のうえ、実施致します。 |

3. 対象事業と施設

(1) 対象事業

唐津市下水道事業（公共下水道事業：公共、特定環境保全公共下水道事業：特環、農業集落排水事業：農集、漁業集落排水事業：漁集、小規模集合排水処理施設整備事業：小規模集合排水）

(2) 対象施設

公共・特環・農集・漁集・小規模集合排水の全処理地区の全施設

1) 公共下水道事業（汚水）・特定環境保全公共下水道事業（汚水）

(ア) 処理場

| 処理区 | | 施設名称 | 現況処理能力 | 処理方式 | 供用開始年度 |
|--------|----|-----------|--------------------------|----------|--------|
| 唐津処理区 | 公共 | 唐津市浄水センター | 33,000 m ³ /日 | 標準活性汚泥法 | S58. 4 |
| 浜玉処理区 | 公共 | 浜玉浄水センター | 4,900 m ³ /日 | OD法 | H8 |
| 呼子処理区 | 公共 | 呼子浄水センター | 1,250 m ³ /日 | 膜分離活性汚泥法 | H24. 3 |
| 相知処理区 | 特環 | 相知町浄水センター | 2,000 m ³ /日 | OD法 | H10. 3 |
| 徳須恵処理区 | 特環 | 北波多浄水センター | 1,800 m ³ /日 | OD法 | H16. 4 |

(イ) 汚水ポンプ場

| 処理区 | | 施設名称 | 現況排水能力 | 排除方式 | 供用開始年度 |
|-------|----|-----------|-------------------------|------|--------|
| 唐津処理区 | 公共 | 東唐津中継ポンプ場 | 6.8 m ³ /min | 分流 | H16. 4 |
| | | 和多田中継ポンプ場 | 5.4 m ³ /min | 分流 | H8. 4 |
| | | 八幡町中継ポンプ場 | 2.6 m ³ /min | 分流 | H12. 4 |
| | | 鏡中継ポンプ場 | 4.6 m ³ /min | 分流 | H13. 4 |
| | | 原中継ポンプ場 | 4.0 m ³ /min | 分流 | H18. 4 |
| | 特環 | 山本中継ポンプ場 | 2.4 m ³ /min | 分流 | H14. 4 |

(ウ) 汚水マンホールポンプ

| 処理区 | | 施設数 | 施設数合計 | 排除方式 | 供用開始年度 |
|---------------------|-------|-------|--------|------|--------|
| 唐津処理区 ^{※1} | 公共・特環 | 57 箇所 | 122 箇所 | 分流 | S62～ |
| 浜玉処理区 | 公共 | 35 箇所 | | 分流 | H8～ |
| 呼子処理区 ^{※2} | 公共・特環 | 30 箇所 | | 分流 | H24～ |
| 相知処理区 | 特環 | 31 箇所 | 44 箇所 | 分流 | H10～ |
| 徳須恵処理区 | 特環 | 13 箇所 | | 分流 | H16～ |

※1：特環の山本処理分区は、唐津処理区に含む。

※2：特環の鎮西横竹処理区と名護屋処理区は、呼子処理区に接続されている。

(エ) 汚水管路

| 処理区 | | 管路延長 | 管路合計延長 | 排除方式 | 供用開始年度 |
|---------------------|-------|---------|---------|------|--------|
| 唐津処理区 ^{※1} | 公共・特環 | 398.4km | 524.9km | 分流 | S58.4～ |
| 浜玉処理区 | 公共 | 75.7km | | 分流 | H8～ |
| 呼子処理区 ^{※2} | 公共・特環 | 50.8km | | 分流 | H24.3～ |
| 相知処理区 | 特環 | 84.3km | 120.0km | 分流 | H10.3～ |
| 徳須恵処理区 | 特環 | 35.7km | | 分流 | H16.4～ |

※1：特環の山本処理分区は、唐津処理区に含む。

※2：特環の鎮西横竹処理区と名護屋処理区は、呼子処理区に接続されている。

2) 公共下水道事業（雨水）・特定環境保全公共下水道事業（雨水）

(ア) 雨水ポンプ場

| 処理区 | | 施設名称 | 現況排水能力 | 排除方式 | 供用開始 |
|-------|----|-------------|--------------------------|------|--------|
| 唐津処理区 | 公共 | 千代田町雨水ポンプ場 | 3.0 m ³ /min | 分流 | H14. 2 |
| | 公共 | 和多田雨水ポンプ場 | 60.0 m ³ /min | 分流 | H19. 4 |
| | 公共 | 和多田先石雨水ポンプ場 | 19.8 m ³ /min | 分流 | H19. 4 |
| 浜玉処理区 | 公共 | 大江雨水ポンプ場 | 9.0 m ³ /min | 分流 | H13. 4 |
| | | | 80.0 m ³ /min | 分流 | H13. 4 |

(イ) 雨水調整池

| 処理区 | | 施設名称 | 現況貯留能力 | 排除方式 | 供用開始 |
|-------|----|----------|----------------------|------|------|
| 唐津処理区 | 公共 | 樋ノ口雨水調整池 | 2,600 m ³ | 分流 | R2 |

(ウ) 雨水管路

| 処理区 | | 管路延長 | 管路合計延長 | 排除方式 | 供用開始 |
|---------------------|-------|--------|--------|------|------|
| 唐津処理区 ^{※1} | 公共・特環 | 42.2km | 42.6km | 分流 | S48～ |
| 浜玉処理区 | 公共 | 0.4km | | 分流 | S64～ |
| 相知処理区 | 特環 | 4.8km | 4.8km | 分流 | H5～ |

※1：特環の山本処理分区は、唐津処理区に含む。

3) 農業集落排水事業

| 地区 | 処理施設名 | 計画日最大汚水量 | 汚水マンホールボンブ ^{※2} | 汚水管路 | 供用開始 |
|--------------------|--------------|-------------------------|--------------------------|--------|------|
| 双水地区 | 双水浄水センター | 422.0 m ³ /日 | 4 箇所 | 6.6km | H7 |
| 渕上地区 | 渕上浄水センター | 111.0 m ³ /日 | 8 箇所 | 4.1km | H7 |
| 後川内地区 | 後川内浄水センター | 96.0 m ³ /日 | 5 箇所 | 3.1km | H8 |
| 千々賀地区 | 千々賀浄水センター | 881.0 m ³ /日 | 21 箇所 | 16.9km | H11 |
| 竹木場地区 | 竹木場浄水センター | 183.0 m ³ /日 | 11 箇所 | 6.6km | H12 |
| 七山中央地区 | 七山中央地区浄化センター | 644.0 m ³ /日 | 10 箇所 | 12.8km | H14 |
| 天川地区 | 天川地区浄水施設 | 158.0 m ³ /日 | 3 箇所 | 3.8km | H12 |
| 相賀地区 | 相賀浄水センター | 373.0 m ³ /日 | 5 箇所 | 5.7km | H14 |
| 行合野地区 | 行合野浄化センター | 76.0 m ³ /日 | 1 箇所 | 2.3km | H15 |
| 湊地区 | 湊浄水センター | 901.0 m ³ /日 | 10 箇所 | 10.8km | H16 |
| 志氣地区 | 志氣浄化センター | 76.0 m ³ /日 | 1 箇所 | 2.5km | H15 |
| 久里地区 ^{※1} | — | — | 7 箇所 | 9.2km | — |
| 加部島地区 | 加部島浄水センター | 383.0 m ³ /日 | 3 箇所 | 6.7km | H21 |
| 星賀地区 | 星賀浄水センター | 132.0 m ³ /日 | 7 箇所 | 3.7km | H29 |
| 合計 | | | 96 箇所 | 94.8km | |

※1：久里地区は、唐津処理区に接続されている。

4) 漁業集落排水事業

| 地区 | 処理施設名 | 計画日最大汚水量 | 汚水マンホールボンブ | 汚水管路 | 供用開始 |
|-------|-----------|-------------------------|------------|--------|------|
| 高島地区 | 高島浄水センター | 257.0 m ³ /日 | 3 箇所 | 3.3km | H11 |
| 菖津地区 | 菖津浄水センター | 116.0 m ³ /日 | 4 箇所 | 2.4km | H20 |
| 晴気地区 | 晴気浄水センター | 76.0 m ³ /日 | 4 箇所 | 1.2km | H22 |
| 神集島地区 | 神集島浄水センター | 350.0 m ³ /日 | 3 箇所 | 4.1km | H5 |
| 小友地区 | 小友浄水センター | 182.0 m ³ /日 | 2 箇所 | 2.1km | H13 |
| 波戸地区 | 波戸浄水センター | 200.0 m ³ /日 | 2 箇所 | 4.0km | H10 |
| 串浦地区 | 串浦浄水センター | 198.0 m ³ /日 | 3 箇所 | 3.7km | H14 |
| 加唐島地区 | 加唐島浄水センター | 100.0 m ³ /日 | 5 箇所 | 2.4km | H6 |
| 松島地区 | 松島浄水センター | 25.0 m ³ /日 | 2 箇所 | 0.7km | H18 |
| 馬渡島地区 | 馬渡島浄水センター | 152.0 m ³ /日 | 2 箇所 | 5.1km | H17 |
| 小川島地区 | 小川島浄水センター | 330.0 m ³ /日 | 4 箇所 | 4.2km | H16 |
| 京泊地区 | 京泊浄水センター | 99.0 m ³ /日 | 4 箇所 | 1.4km | H15 |
| 駄竹地区 | 駄竹浄水センター | 80.0 m ³ /日 | 3 箇所 | 1.7km | H14 |
| 向島地区 | 向島浄水センター | 59.0 m ³ /日 | 1 箇所 | 0.6km | H12 |
| 合計 | | | 42 箇所 | 36.9km | |

5) 小規模集合排水処理施設整備事業

| 地区名 | 処理施設名 | 計画日最大汚水量 | 汚水マンホールボンブ | 汚水管路 | 供用開始 |
|------|----------|------------------------|------------|-------|------|
| 大泊地区 | 大泊浄水センター | 12.6 m ³ /日 | — | 1.0km | H9.6 |

4. 調査対象者

本調査は、唐津市下水道事業におけるウォーターPPP導入に関心のある民間企業または団体を対象とし、業種、業態、法人格の有無は問いません。ただし、以下の項目を全て満たすことを条件とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づき更生手続開始の申立てをしていないこと、及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づき再生手続開始の申立てをしていないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画認可または民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可又は決定を受けている者を除く。
- (3) 書類提出時に法人税または所得税並びに市町村民税、固定資産税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団もしくは暴力団の構成員でないこと。また、その統制のもとにあること。

5. 本調査に係る質問、回答提出方法

(1) 本調査に係る質問方法

本調査に関する質問がある場合は、下記の受付期間までに、電子メールにてご質問ください。質問様式等は、問いません。

- 受付期間

令和7年12月23日（火）～令和8年 1月 6日（火）

- 問合せ先

「8. 本調査における問合せ先」に記載の【導入検討業務受託者】のメールアドレス

- 質問に対する回答

質問に対する回答は、電子メールにより個別に回答させていただきます。なお、回答にあたっては、事前に事業者に内容の確認を行うことがあるほか、すべての質問に対して回答を保証するものではありません。また、質問内容とその回答について公表予定はありません。

(2) 本調査への回答方法

別紙2「アンケート調査票」に必要事項を明記の上、提出期限までに、原則、電子メールにてご提出ください。なお、調査票はエクセル形式のまま添付し、件名は【調査票提出】としてください。

- 調査票提出期限

令和8年 1月 13日（火）まで

- 提出先

「9. アンケート調査票の提出先」に記載の【導入検討業務受託者】のメールアドレス

6. 別紙参考資料

(1) 別紙1：唐津市下水道事業におけるウォーターPPPの導入検討について 【事業概要資料】

(2) 別紙2：アンケート調査票

7. 留意事項

(1) 参加事業者の取り扱い

本調査への参加や質問に対する回答は、完全に任意であり、回答の有無、内容、齟齬、後日の内容や意思の変化等が、今後の調査や事業者選定プロセスに影響することはありません。

(2) 調査結果の取扱いについて

本調査で得られた情報は、WPPP導入可能性検討以外の目的では利用いたしません。本調査の実施結果については、概要を市ウェブページ等で公表いたします。ただし、公表に当たっては、参加事業者の氏名・企業名等の特定がなされない形で公表し、企業ノウハウに係る内容は公表しません。

(3) その他

- ・ 本調査における費用等については、全額参加者の負担となります。
- ・ 本調査は、今後の WPPP の導入を含め、いかなる発注、計画等が行われることを保証するものではありません。
- ・ 本調査で回答された意見や提案が、必ず公募内容や入札契約条件に反映されることを保証するものではありません。
- ・ 本調査終了後も、必要に応じて追加の対話（文書照会含む）やアンケート等を実施させていただくことがあります。その際にはご協力をお願ひいたします。

8. 本調査における問合せ先 及び アンケート調査票の提出先

【導入検討業務受託者】

株式会社ウエスコ

担当部署：広島支社 技術部 下水道課

担当者：服部（ハットリ）、光延（ミツノブ）

所在地：〒730-0004 広島県広島市中区東白島町 14-15 NTT クレド白島ビル 12F

電話：080-208-2926（直通）

FAX：082-208-4312

E-mail：teruaki.hattori@wesco.co.jp

※メール件名は『唐津市サウンディング調査について（法人名）』としてください。

【発注者】

唐津市上下水道局 管理課

担当者：企画経営係 藤田（フジタ）

所在地：佐賀県唐津市西城内 1 番 1 号

電話：0955-73-5134（直通）

FAX：0955-72-9301

以上